

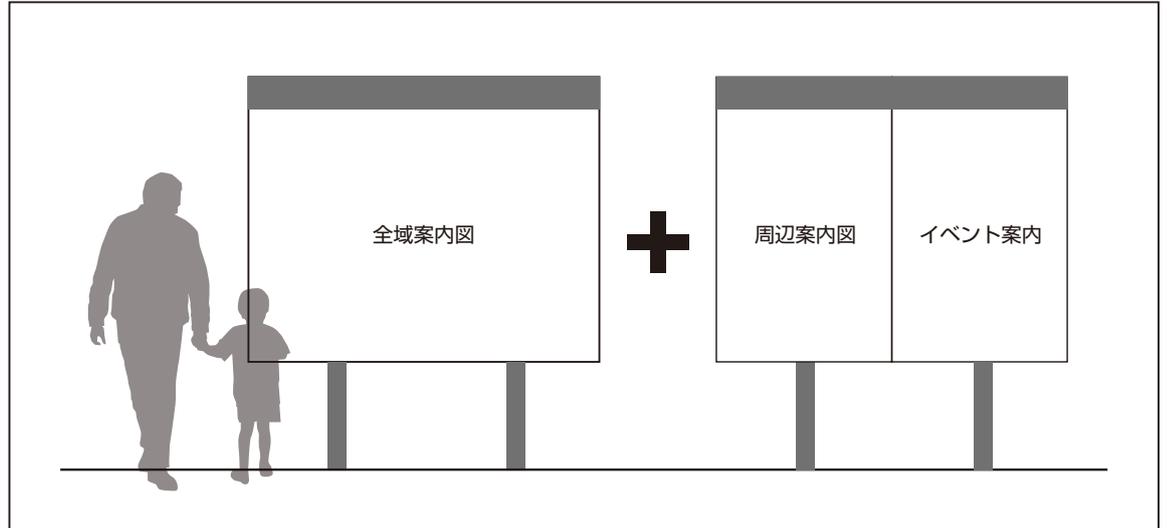
## 第5章 総合案内サインの整備方針

## 1. 総合案内サインの基本構成

### 1-1. 全域案内図と周辺案内図

主要な観光拠点に設置することを前提とした総合案内サインには、北広島町全域案内図と周辺案内図、さらにはイベント情報などを掲載するポスターケースを合わせて設置することを基本構成とする。サイン盤面の大きさや筐体のデザイン等は設置場所に合わせた検討が必要である。

#### ■総合案内サインの基本構成



町の全体像についての理解に加え、総合案内サイン設置箇所周辺の詳しい情報を表示し、今何があるのかという”旬”の情報を伝えることが観光振興上有効である。

#### ■道の駅 舞ロードIC千代田に設置された総合案内サイン

総合案内サインについては過年度計画から本計画策定に至るまで、道の駅 舞ロードIC千代田への設置を想定して議論を重ねてきた。設置箇所の決定→筐体サイズ決定→色彩・掲載内容についての調整というプロセスを経て設置に至った。



図：舞ロードIC千代田に設置された総合案内サイン(筐体色は第3章にて解説したきたひろグリーン)

## 2. 北広島町全域案内図の掲載基準

### 2-1. 基本原則と掲載基準

全域案内図は、主に市外からの来訪者がまち全体の構造や地勢などを理解するための広域案内図である。

#### ■全域案内図 基本原則

1. 北広島町の全域を案内するもので、北広島町への来訪者が主要な観光拠点でその他の観光拠点の位置とその距離と時間に関する情報を得るとともに周辺の観光資源・景観スポットについての情報を得ることを目的とする。

- ・町全体の案内を主体とする。
- ・広島県と北広島町の位置関係は凡例下部に広域図にて概要を案内する。
- ・道路は、広域的な移動に必要となる主要案内路線と高速道路、主な国道・県道・町道について掲載する。
- ・案内する施設は、町外からの来訪者を対象とした場合に必要となる北広島町の主要な公共施設と観光施設等とする。
- ・町外の情報は限定し、北広島町に隣接する市町村の広域的な道路、観光拠点を地図スペースに入る範囲で表記する。

2. ベース図は、国土交通省 国土地理院が発行する数値地図(国土基本情報)(1:25,000)を使用する。

- ・地勢は等高線をベースにした色の塗り分けによる地形表現とし、北広島町ならではの高低差を立体的に表現する。

3. 全域案内図は常に北上位とし、サインの設置位置に合わせて方位を調整しない。

4. 地図中に現在地点を分かりやすく表示する。

5. 地図には方位、凡例、スケールとともに、地図の製作年月を表記する。

6. 主要な環境拠点までの距離と時間を大きく表示する。

7. 地図への表示については以下に準ずる。

- ・地図上では主要な施設、観光施設にピクトグラムを掲載する。
- ・主要な施設位置には、ピクトグラムを使用する。
- ・その他の施設位置にはアイキャッチャー・マークとしてドット(■)を使用する。

8. 文字の大きさは、視距離50cmを想定し、旅客施設ガイドライン(「公共交通機関旅客施設の移動 円滑化整備ガイドライン」以下、旅客施設ガイドラインという。)の視距離1~2mの文字高の約1/2の大きさ(和文文字高5mm以上、英文文字高4mm以上)に準ずることとするが、地図上で施設案内が密集するところでは適宜調整する。

|        | ピクトグラム | 和文     | 英文     |
|--------|--------|--------|--------|
| 表題     | —      | 35.0mm | 25.0mm |
| インデックス | 16.5mm | 6.5mm  | 4.0mm  |
| 現在地    | —      | 7.0mm  | 5.5mm  |
| 施設名称   | —      | 7.0mm  | 5.5mm  |
| その他の名称 | —      | 5.0mm  | 4.0mm  |
| 凡例部名称  | —      | 5.0mm  | 4.0mm  |

#### ■ 全域案内図 掲載基準

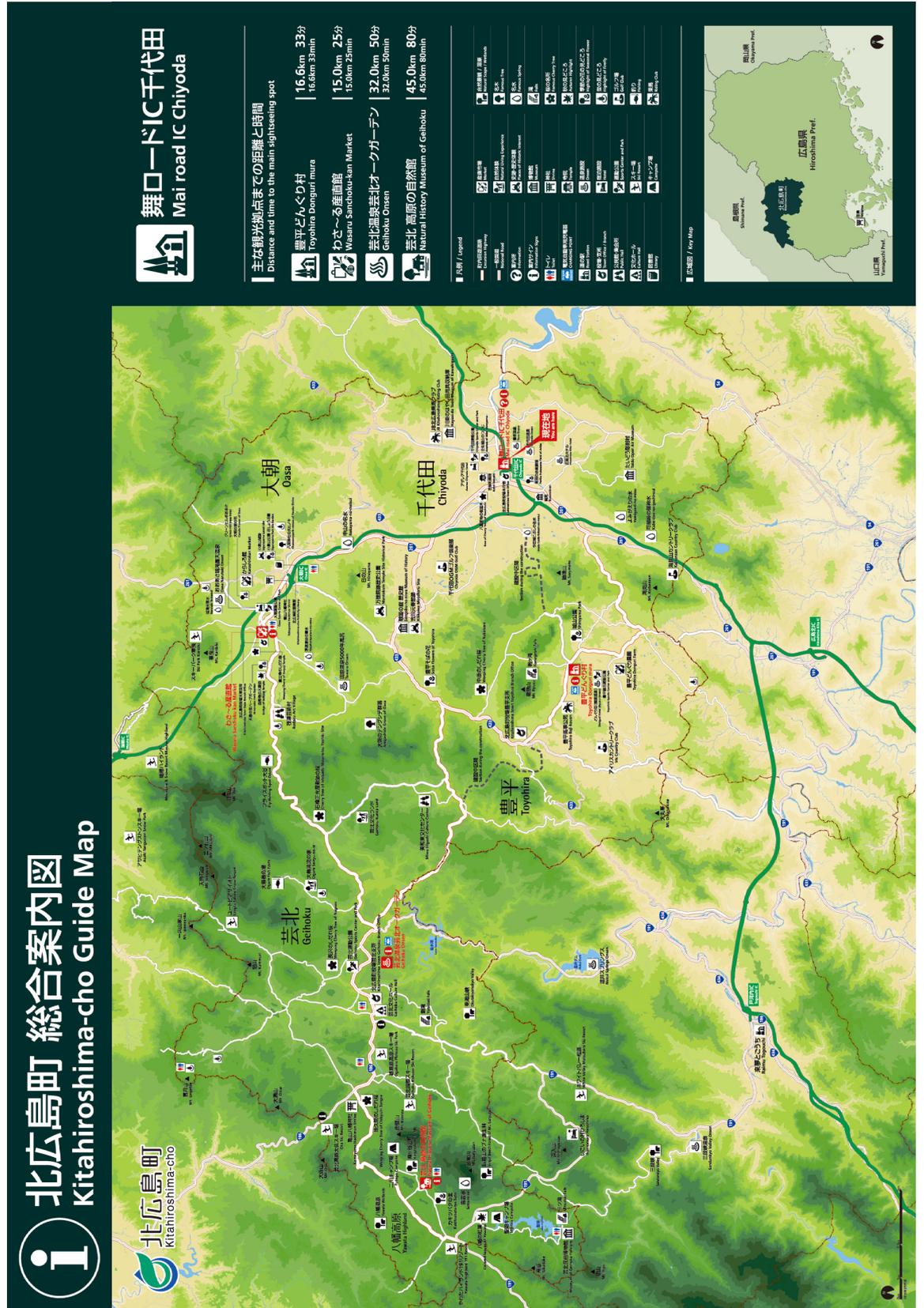
全域案内図の掲載内容と基準は下記を基本とするが、サインの設置箇所ごとに掲載施設が変化する可能性があるため、以下の基準を参考に適切な内容となるよう配慮する。なお、名称を表記するものには全て英文を併記する。名称は通常横書きとするが、必要に合わせては地図表現に合わせて縦書き等を取り入れる。

#### ■ 掲載情報一覧

| 項目           | 掲載内容                            | 掲載基準   |
|--------------|---------------------------------|--|
| 地勢等          | 平地、山林、緑地<br>池・河川等、河川敷           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・色面、線などの図形的表現で位置表示を行う。</li> <li>・等高線は高さごとに色分けを行う。</li> <li>・主要なものには必要な位置に名称を表記する。</li> </ul>                            |
| 道路等          | 高速道路<br>国道<br>県道・町道             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線は、線などの図形的表現で位置表示を行う。</li> <li>・国道は、国道マークを路線上に表記する。</li> <li>・都道府県道は全域では表記しない。</li> <li>・高速道路の IC 名称を表記する。</li> </ul> |
| 公共施設<br>観光施設 | 主要公共施設<br>主要観光施設<br>一般施設        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な施設の場所にピクトグラムによって位置表示を行い、名称表記する。</li> <li>・一般施設の場所にアイキャッチャー・マーク (■) によって位置表示を行い、名称表記する。</li> </ul>                   |
| 町外           | 境界線<br>施設名称                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町境界線をラインによって表現する。</li> <li>・北広島町内で掲載された各道路の延長を、町外においても適宜表現する。</li> </ul>   |
| その他          | アイキャッチャー・マーク<br>国道マーク<br>現在地マーク | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サインの設置場所ごとに、利用者にとって必要と考えられる情報の掲載と地図の表現方法について、適切なものとなるよう配慮する。</li> </ul>  |

2-2. レイアウト例 一道の駅 舞ロード IC 千代田への設置例一

下図は今年度道の駅 舞ロード IC千代田に設置されたレイアウト例。自然豊かな景観を有していることがひと目でわかるようなグラフィックとして掲載基準をまとめてきたものである。他の場所へ展開する際も基本的にはこのデザインの展開系とし、町内全域で統一感のあるサインを展開することとする。



### 3. 周辺案内図の掲載基準

#### 3-2. 基本原則と掲載基準

周辺案内図は全域案内図とセットで表示し、利用者が地理を理解し、目的地へのルートを判断するためのものである。したがって、移動の手がかりとなる施設などをきめ細かに表記する必要がある。

##### ■周辺案内図 基本原則

1. 周辺案内サインに使用し、総合案内サイン設置箇所周辺の施設の所在を案内することを目的とする。
2. 案内地図はシンプル且つ統一的なデザインとする。
3. 地図は、国土交通省 国土地理院が発行する数値地図(国土基本情報)(1:25,000)をベースとする。
4. 設置場所を中心に、誘導したい施設等の分布からサイン板面の表示範囲を設定する。
5. 地図の向きは総合案内サインとセットのため常に北を上にする。
7. 地図中に現在地点を表記する。広域図を掲載する場合は、広域図にも現在地点を表記する。
8. 地図には方位、凡例、スケールとともに、地図の製作年月を表記する。これらは、地図の四隅のいずれかに表示する。
9. 地図に記載する施設はその都度、北広島町役場関係各課、観光協会等と調整することとする。
10. バス路線・バス停についても必要に応じて表記する。(複数路線が重なる場合についても1つの線で表記する)
10. 地図に使用するピクトグラムは、第3章で定めたものを使用する。
11. ピクトグラムの無い施設については、アイキャッチャー・マークとしてドット(■)を使用する。
12. 文字の大きさは、視距離50cmを想定し、旅客施設ガイドライン(「公共交通機関旅客施設の移動 円滑化整備ガイドライン」以下、旅客施設ガイドラインという。)の視距離1~2mの文字高の約1/2の大きさ(和文文字高5mm以上、英文文字高4mm以上)に準ずることとするが、地図上で施設案内が密集するところでは適宜調整する。

|        | ピクトグラム | 和文     | 英文     |
|--------|--------|--------|--------|
| 表題     | —      | 35.0mm | 25.0mm |
| インデックス | 16.5mm | 6.5mm  | 4.0mm  |
| 現在地    | —      | 7.0mm  | 5.5mm  |
| 施設名称   | —      | 7.0mm  | 5.5mm  |
| その他の名称 | —      | 5.0mm  | 4.0mm  |
| 凡例部名称  | —      | 5.0mm  | 4.0mm  |

### ■ 周辺案内図 掲載基準

周辺案内図の掲載内容と基準は下記を基本とするが、サインの設置箇所ごとに掲載施設が変化する可能性があるため、以下の基準を参考に適切な内容となるよう配慮する。なお、名称を表記するものには全て英文を併記する。名称は通常横書きとするが、必要に合わせては地図表現に合わせて縦書き等を取り入れる。

### ■ 掲載情報一覧

| 項目           | 掲載内容                            | 掲載基準  |
|--------------|---------------------------------|---|
| 地勢等          | 平地、山林、緑地<br>池・河川等、河川敷           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・色面、線などの図形的表現で位置表示を行う。</li> <li>・主要なものには必要な位置に名称を表記する。</li> </ul>  |
| 道路等          | 高速道路<br>国道<br>県道・町道             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線は、線などの図形的表現で位置表示を行う。</li> <li>・国道は、国道マークを路線上に表記する。</li> <li>・都道府県道は、県道マークを路線上に表記する。</li> <li>・高速道路の IC 名称、JCT 名称を表記する。</li> </ul> |
| 交通機関         | バス路線                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス路線とバス停を表記する。</li> <li>・複数路線が重なるところも 1 つのラインで表記する。</li> </ul>  |
| 公共施設<br>観光施設 | 主要公共施設<br>主要観光施設<br>一般施設        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な施設の場所にピクトグラムによって位置表示を行い、名称表記する。</li> <li>・一般施設の場所にアイキャッチャー・マーク (■) によって位置表示を行い、名称表記する。</li> </ul>                                |
| 町外           | 境界線<br>施設名称                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町境界線をラインによって表現する。</li> <li>・北広島町内で掲載された各道路の延長を、町外においても適宜表現する。</li> </ul>  |
| その他          | アイキャッチャー・マーク<br>国道マーク<br>現在地マーク | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サインの設置場所ごとに、利用者にとって必要と考えられる情報の掲載と地図の表現方法について、適切なものとなるよう配慮する。</li> </ul>   |

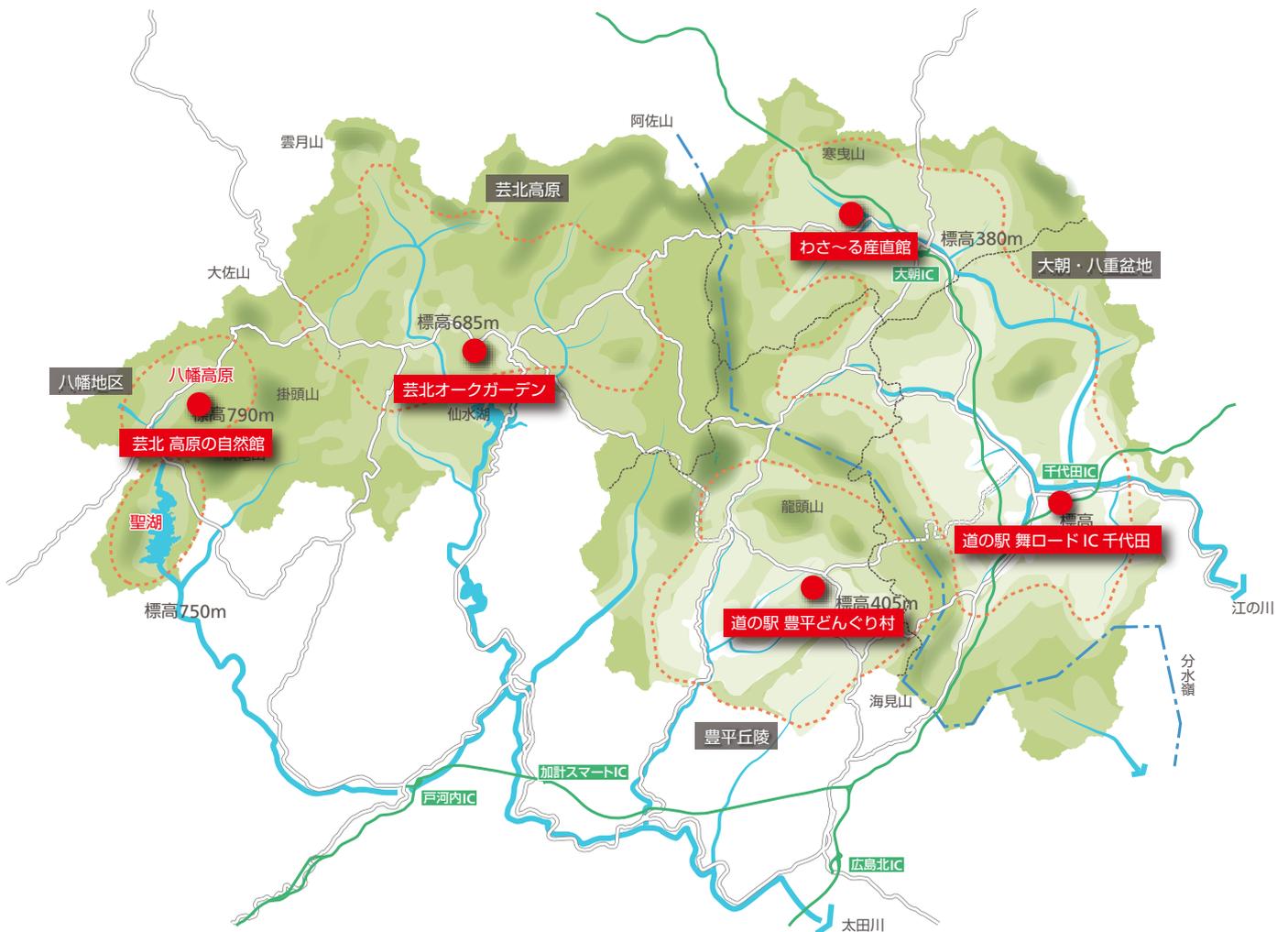


## 4. 総合案内サインの整備順位

### 4-1. 主要観光拠点への整備

今年度設置が完了した道の駅 舞ロード IC 千代田の総合案内サインの他、今後下に図示した場所への設置を進めていく。その際、設置場所の現況を踏まえ、既存看板を利用するか、また新設するかなども併せて検討を進めることとする。また、筐体のデザインについてはサイン整備重点地区における考え方を尊重し、その都度計画することを原則とする。

- 道の駅 舞ロード IC 千代田 → H27.3 設置完了
- 道の駅 豊平どんぐり村
- わさ～る産直館
- 芸北オークガーデン
- 芸北 高原の自然館



図：総合案内サインの設置検討箇所